

初動・復旧対応手順書

BCP-02

第 2-0 版

発行日：2020 年 6 月 22 日



承認 社長	作成 経営企画部
2020. 6. 22 吉村篤	2020. 6. 22 戸島咲枝

日本のモノづくりを支える「ばねの総合メーカー」

 **フセハツ工業株式会社**

〒577-0046 大阪府東大阪市西堤本通西 1-3-43

TEL 06-6789-5531 FAX 06-6789-5531

E-mail fhk@fusehatsu.co.jp

<http://www.fusehatsu.co.jp/>

改訂履歴

版数	改定年月日	項番	改定理由
第 1-0 版	2018/04/21	全	新規作成制定
第 2-0 版	2020/06/22	3	感染症に対する初動対応追加

目次

表紙 承認	1
改訂履歴	2
目次	3
目的	4
1. 定義	4
2. 自然災害に対する初動対応	4
2. 1 非常招集	5
2. 2 安全確認及び避難	5
2. 3 安否確認	6
2. 4 応急処置及び救護・救助	8
3. 感染症に対する初動対応	9
3. 1 従業員の感染予防の徹底	9
3. 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応	10
3. 3 施設設備等の消毒	11
3. 4 業務の継続	11
4. 対策本部への報告	11
5. 附則	11

目的

本手順書は、フセハツ工業株式会社（以下、「当社」という）が、自然災害や感染症の拡大、サプライチェーンの途絶などにより重大な損害を被り、事業が中断する事態に陥った場合、従業員が混乱することなく迅速に安全確認や安否確認などを実施し、速やかな事業復旧へ繋げることができる能力を得ることを目的として、従業員がとるべき初動対応に必要な事項を定める。

1. 定義

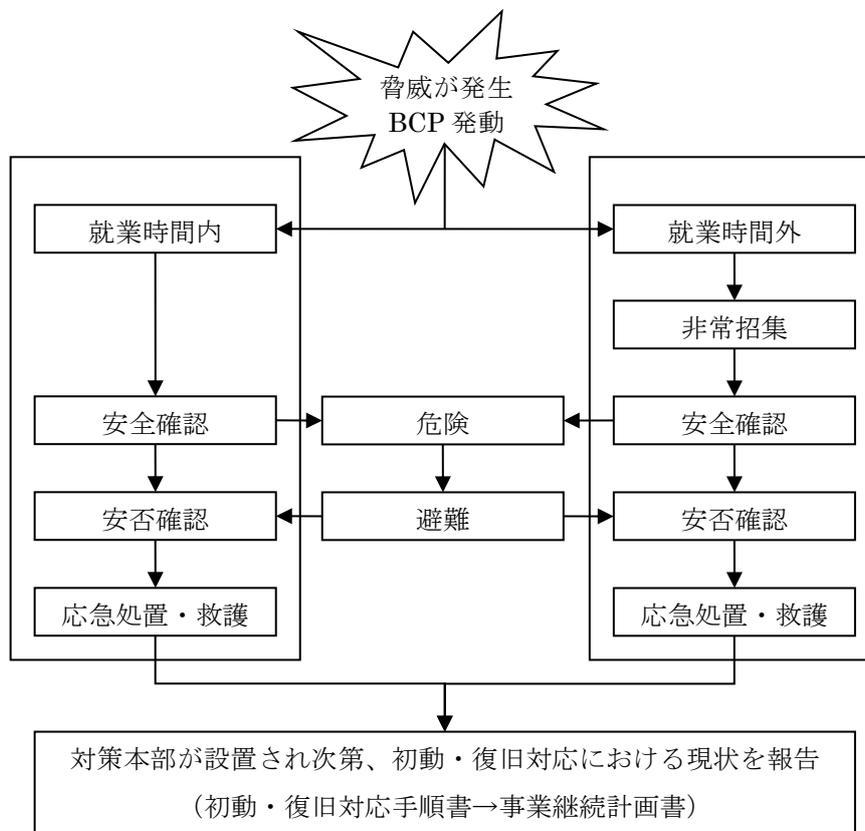
本手順書において、次の用語及び定義を適用する。

- (1) 就業時間内対応 就業時間内において、BCPが発動した場合に従業員が取るべき対応。
- (2) 就業時間外対応 就業時間外において、BCPが発動した場合に従業員が取るべき対応。
- (3) BCP発動基準

脅威種別	発動条件
地震	当社所在地（東大阪市）において、“震度5弱”以上の地震が観測された場合
その他	その他の脅威の（風水害、感染症等）発生により、当社の経営資源が甚大な被害を受け、復旧の目処が立たない場合

2. 自然災害に対する初動対応

地震や風水害等の自然災害の脅威発生時における初動・復旧対応フローは次の通りとする。



2. 1 非常招集

就業時間外対応

就業時間外に BCP の発動基準を満たす脅威が発生し、当社に被害が及んでいる可能性が考えられる場合、「BCP-02-01_非常招集メンバー一覧表」に記載されている非常招集メンバーは、公共交通機関の状況を把握した後、可能な限り速やかに出社すること。

可能であればメンバー間で連絡を取り合い、情報共有をした上で行動を開始し、出社にあたっては二次災害などに巻き込まれないよう、身体防護に留意すること。

2. 2 安全確認及び避難

就業時間内対応

業時間内に BCP の発動基準（図表 2 を参照）を満たす脅威が発生した場合、業務継続責任者（「事業継続計画書 BCP-01」を参照、不在の場合は業務継続副責任者）より指示を受けた従業員が、「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」を用いて、安全確認ならびに業務の継続に必要な設備や情報システムなどの被災状況を確認し、その結果を業務継続責任者に報告する。

報告を受けた業務継続責任者は応急処置の必要性を判断し、従業員に指示を行う（“2.4 応急処置及び救護”を参照）。

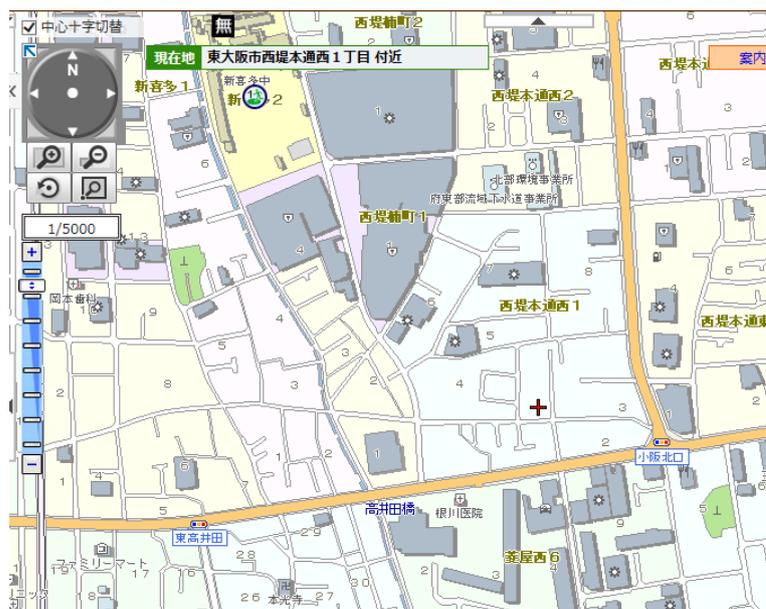
なお、二次災害など、更なる脅威が発生する可能性があり、本社内に留まることが危険だと考えられる場合は、「BCP-02-03_非常時資産持出一覧表」を用いて、事前に定められた物品及び情報（本手順書で使用する各種 BCP 様式など）を持ち出し、会社前にある駐車場へ、その後避難所である新喜多中学校（次頁参照）へ速やかに避難すること。

就業時間外対応

非常招集により出社した非常招集メンバーは「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」を用いて、安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況を確認するとともに応急処置の必要性を判断し、応急処置を行う（“2.4 応急処置及び救護”を参照）。

なお、二次災害など、更なる脅威が発生する可能性があり、本社内に留まることが危険だと考えられる場合は、「BCP-02-03_非常時資産持出一覧表」を用いて、事前に定められた物品及び情報（本手順書で使用する各種 BCP 様式など）を持ち出し、自治体指定の避難所である新喜多中学校（次頁参照）へ速やかに避難すること。

避難経路図：当社~新喜多中学校 距離：500m、時間：7分



2.3 安否確認

就業時間内対応

社内対応責任者（事業継続計画書 BCP-01）を参照、不在の場合は社内対応副責任者）は、「BCP-02-04_安否確認一覧表」を用いて、従業員の安否確認（避難した場合は避難場所にて）を行う。なお、外出中・出張中の従業員の安否確認も忘れずに行うと共に、来訪者が社内にはいた場合は、来訪者の安否確認も合わせて行うこと。

就業時間外対応

就業時間外においては、下記の安否確認手段を用いて、従業員の安否確認を行う。

(1) 電話連絡ならびに電子メールによる安否確認

- ①社内対応責任者は「BCP-02-04_安否確認一覧表」を用いて、電話連絡ならびに電子メールによって従業員の安否確認を実施し、「BCP-02-04_安否確認一覧表」に取りまとめること。
- ②まず始めに社内対応責任者と社内対応副責任者が相互に連絡をとり、社内対応責任者が安否不明の場合は社内対応副責任者が安否確認を実施すること。

(2) 災害用伝言ダイヤルによる安否確認

従業員は社内対応責任者もしくは社内対応副責任者からの安否確認連絡が無く、自身の安否情報を伝達することができない場合、災害用伝言ダイヤル（図表4を参照）を利用し、安否情報を録音すること。なお、伝言を再生した社内対応責任者ならびに社内対応副責任者は安否情報を「BCP-02-04_安否確認一覧表」に取りまとめること。

図表 4 災害用伝言ダイヤル使用手順

操作手順		伝言の録音	伝言の再生
①	171 をダイヤル	171	
②	録音または再生を選ぶ	<p>「ガイダンス」 こちらは災害用伝言ダイヤルです。録音される方は「1」再生される方は「2」をダイヤルして下さい。 ※「3」「4」は、暗証番号の設定なので、使用しないこと。</p>	
		1	2
③	電話番号を入力する	<p>「ガイダンス」 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。</p>	
		<p>携帯電話・PHS・IP 電話の番号も使用可能 06-6789-5531 06-6789-5536</p>	
伝言ダイヤルセンターに接続します。			
④	伝言の録音 伝言の再生	<p>「ガイダンス」 電話番号 XX-XXXX-XXXX（③で入力された番号がアナウンスされる）の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」を押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。なお、電話番号が誤りの場合は、もう一度お掛け直し下さい。</p>	
		ダイヤル式	プッシュ式
		(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい)	
		<p>「ガイダンス」 伝言をお預かりします。ピツという音の後に、30 秒以内でお話し下さい。お話しが終わりましたら、数字の「9」を押して下さい。</p>	<p>「ガイダンス」 新しい伝言からお伝えします。</p>
		伝言の録音	伝言の再生
		<p>(ガイダンスが流れるまでお待ち下さい) 「ガイダンス」 伝言をお預かりしました。</p>	<p>「ガイダンス」 お伝えする伝言は以上です。</p>
⑤	終了	自動で終話します。	

< 注意点 >

災害用伝言ダイヤルは、伝言の録音可能件数（1～20 件／1 番号）がサービス提供時に決定される。なお、件数が一杯になった場合は古いものから削除され、新しい伝言が録音されるため、注意すること。

2. 4 応急処置及び救護・救助

就業時間内対応

(1) 応急処置

業務継続責任者は安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況の確認（“2.2 安全確認及び避難”を参照）の結果、「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」内の“NG”となった項目について、応急処置を実施するよう、従業員に指示を行うこと。

なお、応急処置の指示を受けた従業者は「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」に記載されている応急処置手順に従い、応急処置を行うこと。

(2) 救護ならびに救助

社内対応責任者は、安全確認ならびに安否確認の結果、負傷者が発見された場合、安全かつ避難の妨げにならない場所を確保して負傷者を搬送し、「BCP-02-05_救護・救助物品一覧表」に記載されている救護物品を用いて、救護活動を行うよう従業者に指示するとともに、「BCP-02-06_緊急通報・連絡先一覧表」に記載されている消防署もしくは医療機関へ連絡を行い、救急出動ならびに負傷者受入の可否について、依頼もしくは確認を行うこと。

なお、従業員が瓦礫の下敷きになるなど緊急性が高く、公的な救助活動が見込めない場合は、社内対応責任者の指示により、「BCP-02-05_救護・救助物品一覧表」に記載されている救助物品を用いて、救助活動を行うこと。

但し、二次災害の危険を考慮し、必ず複数人でチームを組み、十分な身体防護対策をとったうえで救助活動を実施すること。

就業時間外対応

(1) 応急処置

非常招集メンバーは安全確認ならびに業務の継続に必要な設備機器や情報システムなどの被災状況の確認（“2.2 安全確認及び避難”を参照）の結果、「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」内の“NG”となった項目については、「BCP-02-02_被災状況確認チェックシート」に記載されている応急処置手順に従い、応急処置を行うこと。

(2) 救護ならびに救助

非常招集メンバーは、安全確認の結果、負傷者が発見された場合、安全かつ避難の妨げにならない場所を確保して負傷者を搬送し、「BCP-02-05_救護・救助物品一覧表」に記載されている救護物品を用いて、救護活動を行うとともに、「BCP-02-06_緊急通報・連絡先一覧表」に記載されている消防署もしくは医療機関へ連絡を行い、救急出動ならびに負傷者受入の可否について、依頼もしくは確認を行うこと。

なお、従業者が瓦礫の下敷きになるなど緊急性が高く、公的な救助活動が見込めない場合は、「BCP-02-05_救護・救助物品一覧表」に記載されている救助物品を用いて、救助活動を行うこと。但し、二次災害の危険を考慮し、可能な限り複数人でチームを組み、十分な身体防護対策をとったうえで救助活動を実施すること。

3. 感染症に対する初動対応

3. 1 従業員の感染予防の徹底

(1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

- ①体温の測定と記録。
- ②発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機。
- ③以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び感染症専用相談窓口への問い合わせ
 - 1) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）。
 - 2) 強いだるさや息苦しさがある場合。
 - 3) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合。
 - 4) 感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告。

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

- ①出勤時、トイレ使用后、製造加工施設・事務所・倉庫等への入場時には手洗い、手指の消毒。
- ②常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。
- ③通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

(3) 感染症相談窓口 電話番号一覧

機関名称	電話番号	受付時間
大阪府民向け相談窓口	06-6944-8197	土・日・祝日も対応 午前 9 時～午後 6 時まで
東大阪市保健所	072-963-9393	土・日・祝日を含む終日
大阪市保健所	06-6647-0641	土・日・祝日を含む終日
堺市保健所	072-228-0239	土・日・祝日を含む終日
高槻市保健所	072-661-9335	土・日・祝日を含む終日
豊中市保健所	06-6151-2603	土・日・祝日を含む終日
枚方市保健所	072-841-1326	土・日・祝日を含む終日
八尾市保健所	072-994-0668	土・日・祝日を含む終日

寝屋川市保健所	072-829-8455	土・日・祝日を含む終日
吹田市保健所	06-7178-1370	土・日・祝日を含む終日
大阪府池田保健所 大阪府茨木保健所 大阪府守口保健所 大阪府四条畷保健所 大阪府藤井寺保健所 大阪府富田林保健所 大阪府和泉保健所 大阪府岸和田保健所 大阪府泉佐野保健所	06-7166-9911	土・日・祝日を含む終日

3. 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生の把握、報告及び周知

感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、3. 1に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ①保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- ②保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ③濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

(3) 濃厚接触者

「濃厚接触者」とは、「患者（確定）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するものをいう。

- ①感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。
- ②適切な感染防護無しに感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者。
- ③感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ④その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）。

3. 3 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（事務所、製造加工施設、倉庫等）の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

3. 4 業務の継続

- (1) 重要業務の継続
 - ①感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。
 - ②重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための文書（マニュアル・規定・作業標準等）を作成する。
- (2) その他必要なことは別途定める。

4. 対策本部への報告

社内対応責任者ならびに業務継続責任者（もしくは各副責任者）は、「事業継続計画書 BCP-01」で定められている対策本部が設置され次第、本手順書における各様式を用いて、現状における各種の情報（安全確認、安否確認、応急処置の実施状況など）について取りまとめて報告し、初動対応からBCP対応に速やかに移行すること（就業時間外においては、非常招集メンバーは社内対応責任者ならびに業務継続責任者に上記報告を行うこと。）。

5. 附則

この初動・復旧対応手順書に基づく対応を2018年4月21日から施行する。